

(証券コード9471)

2020年6月8日

株主各位

岐阜県羽島市江吉良町江中七丁目1番地

株式会社文溪堂

代表取締役社長 水谷泰三

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時（当社営業時間終了の時）までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時

2. 場 所 岐阜県羽島市江吉良町江中七丁目1番地 当社本店8階会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第67期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役2名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

第7号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額及び内容決定の件

以上

（お願い）

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<https://www.bunkei.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会へのご来場の見合わせをご検討いただきますようお願い申しあげます。詳細は、同封の「第67期定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご確認ください。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善をベースに緩やかな回復が続くことが期待されていたものの、拡大する新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が抑制されるなど、非常に厳しい状況が続いております。

教育界においては、新しい「小学校学習指導要領」が2020年4月より実施されます。この新学習指導要領では、育成を目指す資質・能力が「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱として整理され、「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善や、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた「カリキュラム・マネジメント」の一層の推進が求められています。学習評価については、昨年3月に「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」が教育委員会などに通知され、各学校・教育委員会などでは、研修や研究、学習評価についての改善の検討が行われています。

また、文部科学省は、長時間勤務が問題となっている教師の処遇改善を目指し、昨年3月に「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」を教育委員会へ通知しました。このガイドラインでは、教師の時間外勤務の上限時間の目安を「月45時間、年360時間」と定め、変形労働時間制の導入や学校徴収金の徴収・管理事務の負担軽減、外部人材の活用、ICTの導入による校務の効率化など、具体的な時間縮減例が示されています。

このような情勢を背景に、当社グループは主力である小学校図書教材においては、価格や付録などの厳しい競争が進むなか、基礎・基本の定着や活用する力の育成と評価を念頭に、教育現場のニーズに応えた改訂を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高12,410,194千円（前年同期比3.6%増）、営業利益809,622千円（前年同期比7.3%減）、経常利益833,305千円（前年同期比6.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益553,565千円（前年同期比4.7%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりあります。

[出版]

小学校図書教材においては、教育現場の実態や動向を分析し、多様なニーズを的確に捉えたことにより、基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力を確認できる教材が教育現場から支持を得ることができました。

テストなどの評価教材では、基礎・基本から活用までの学習内容が確実に確認できる企画や、

児童が前学年までに学習した内容が確認できる企画、基礎的な読解力などが確認できる新企画が教育現場から好評を得ることができました。冊子型の教師用書では、きめ細かく採点基準を提示し、授業やつまずいた児童へのサポートに活用できるデジタル教材の企画を採用し、児童の学力の定着と向上を図っております。また、テストに付属する得点集計ソフトによる採点処理業務の負担軽減など、教師の働き方改革を支援する企画も定着し、実績が増加いたしました。

ドリル教材などの習熟教材では、基礎から発展的な内容まで児童の発達段階に合わせて学習できる企画に加え、ノート学習やスキル学習の提案を行いましたが、実績がわずかに減少いたしました。

社会科の学習教材では、児童が様々な資料や情報を活用する力を育むことをねらいとした企画が功を奏し、「社会科資料集」の実績が増加いたしました。

また、新学習指導要領が先行実施されている特別活動の教材の「楽しい学校生活」や道徳の教材の「道徳ノート」、英語の教材の「Get Active!」、「英語プリント」は、各学校が作成する年間指導計画に基づいて活用されております。

季刊物教材の「夏休み教材」、「冬休み教材」では、活用する力を育む企画や教育現場が求める企画を提案したことにより、実績が増加いたしました。

中学校図書教材では、教育現場のニーズを的確に捉えた新学期用教材の新刊などを発刊したことにより、実績が増加いたしました。また、夏休み・冬休み用の季刊物教材においても新刊を発行し、実績を維持することができました。

この結果、当セグメントの売上高は8,713,872千円（前年同期比4.9%増）となりました。

[教 具]

小学校教材・教具においては、新入学の児童が使用する「さんすうらんど」や「新1年生用品」では、基礎的な知識の習得や創造力を育む企画、児童への安全性を配慮した企画が功を奏し、実績が増加いたしました。

図工教材の「彫刻刀」では、高品質のステンレス刃が受け入れられたことや、児童の嗜好に合わせたデザイン性に富んだ収納バッグを採用したことにより、実績が増加いたしました。

家庭科布教材の「エプロン」、「ナップザック」では、デザインにおける児童の嗜好の多様化や分散発注の影響もあり、実績が減少いたしました。

「書道セット」では、高品質の筆が受け入れられたことや用具を収納するバッグのデザインがニーズに合致したことにより、実績が増加いたしました。

中学校・高等学校向けの家庭科教材ブランド「クロッサム」では、ラインナップの充実やデザイン・配色が生徒の嗜好に合致したことや、教師へのきめ細かいサポートが受け入れられ、実績が増加いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は3,696,322千円（前年同期比0.9%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資（無形固定資産を含む）の総額は315百万円であります。その主なものは、建物改修費用72百万円、サーバ機器等の購入86百万円、ソフトウェアの購入96百万円で

あります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続くと予想されます。政府は、内外経済や国民生活への影響を注視しながら、機動的に経済財政政策を行うこととしています。

教育界においては、変化が激しく予測困難な社会のなかでも、未来を切り拓いていくために必要な資質や能力を子どもたちが着実に身に付けることが求められています。情報社会に続く超スマート社会で活躍できる人材の育成を目指して、これらの変化に対応した教育現場への提案がますます重要性を増しております。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、長期間の休校が学校経営に与える影響が懸念されております。

このような情勢のなか、当社グループは教育現場から求められる様々な課題に対処するために、児童・生徒を対象にした基礎・基本の定着と活用する力を育む教材、情報活用能力を育成する教材、デジタル教材などの研究・開発や、教師を支援する教育書の充実を進めてまいります。さらに、当教育教材業界における先駆的な企業グループとしての自覚を持ち、保護者の費用負担の軽減にも配慮しながら、商品ラインナップの精選、製作コストの削減、諸経費の見直しに向けて積極的に取り組み、企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き力強いご支援を賜りますよう、心からお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況

企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区分	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	11,667,711	11,731,772	11,969,474	12,410,194
経常利益(千円)	624,627	777,800	895,787	833,305
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	420,922	506,784	581,410	553,565
1株当たり当期純利益(円)	66.80	80.88	92.79	88.35
総資産(千円)	16,867,576	17,482,989	17,841,691	18,301,178
純資産(千円)	12,330,340	12,717,937	13,085,532	13,367,167

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社学宝社	100,000千円	100.0%	中学図書教材出版
株式会社ロビン企画	30,000	100.0 (100.0)	学校用家庭科教材の製造

(注) 1. 議決権比率欄の()内は、子会社による間接保有の割合を記載しております。
2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

② 重要な企業結合等の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容

出版 小学校教育図書、中学校教育図書及び市販図書の製造、販売を行っております。

教 具 教材、教具の製造、販売を行っております。

(8) 主要な営業所

① 当社の事業所

本社（岐阜県羽島市）、東京本社（東京都文京区）、大阪支社（大阪府東大阪市）、
本社物流センター（岐阜県羽島市）

② 子会社

株式会社学宝社（愛知県名古屋市）、株式会社ロビン企画（岐阜県岐阜市）

(9) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
261名	2名（減）

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減数
214名	6名（減）

(10) 主要な借入先

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 発行済株式の総数 6,265,189株（自己株式334,811株を除く）

(2) 株主数 790名

(3) 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社清林溪声会	880,000株	14.0%
株式会社大垣共立銀行	313,100	4.9
文溪堂共栄会	263,700	4.2
株式会社十六銀行	235,060	3.7
文溪堂従業員持株会	206,928	3.3
サンメツセ株式会社	193,800	3.0
水谷 雄二	193,670	3.0
水谷 匡宏	190,884	3.0
水谷 朝子	189,307	3.0
水谷 邦照	189,182	3.0

(注) 1. 当社は自己株式を334,811株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	水谷邦照	
代表取締役社長	水谷泰三	
常務取締役	井川茂	営業本部長、製作本部長
常務取締役	渡邊明彦	管理本部長、物流本部長
取締役	佐伯睦司	東京支店長・東京本部長
取締役	柴田裕司	ICT事業本部長
取締役	大橋正人	編集・出版本部長
取締役	霜鳥秋則	公立大学法人秋田公立美術大学理事長兼学長
常勤監査役	田村弘司	
監査役	後藤真一	弁護士、株式会社ロビン企画監査役
監査役	南博昭	税理士、株式会社学宝社監査役
監査役	丹羽修	株式会社ロビン企画監査役

(注) 1. 取締役霜鳥秋則は社外取締役であります。
2. 常勤監査役及び監査役全員は社外監査役であります。
3. 当期中の役員の異動
 (1) 2019年6月25日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって、岸保好は取締役を退任いたしました。
 (2) 2019年6月25日開催の第66期定時株主総会において、大橋正人が取締役に選任され、就任いたしました。
 4. 監査役南博昭は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、社外取締役及び常勤監査役、監査役の全員を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	9名	202,413千円	
監査役	4	15,149	
合計 (うち社外役員)	13 (5)	217,563 (19,209)	

- (注) 1. 第62期定時株主総会（2015年6月25日）において決議された取締役の報酬額は年額260,000千円以内、第53期定時株主総会（2006年6月29日）において決議された監査役の報酬額は年額18,000千円以内であります。
2. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額49,000千円
 - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額20,576千円
3. 上記のほか、社外監査役が当社の子会社から受けた役員としての報酬等の総額は、650千円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役霜鳥秋則は公立大学法人秋田公立美術大学の理事長兼学長を兼職しております。公立大学法人秋田公立美術大学と当社との間には、特別な関係はありません。

監査役南博昭は当社の子会社である株式会社学宝社の監査役を、監査役後藤真一、監査役丹羽修は当社の子会社である株式会社ロビン企画の監査役を兼務しております。

株式会社学宝社は当社の製品の販売を、株式会社ロビン企画は当社の製品の製造等を行っております。

② 主な活動状況

地位	取締役会(15回開催)	監査役会(18回開催)	主な活動内容
	出席回数	出席回数	
取締役 霜鳥秋則	13		取締役会において、教育行政の経験、見識に基づいて必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役 田村弘司	15	18	取締役会、監査役会において、教育者としての経験に基づいて必要な発言を適宜行っております。
監査役 後藤真一	15	18	取締役会、監査役会において、弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
監査役 南博昭	15	17	取締役会、監査役会において、税理士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
監査役 丹羽修	15	18	取締役会、監査役会において、行政の経験、見識に基づいて必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 23,000千円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額には、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、上記体制につき次のとおり決議しております。

内部統制システムの構築は、可及的速やかに実行すべきものとし、かつ、内部統制システムについての不断の見直しによってその改善を図り、もって、効率的で適法な企業体制を作ることを目的とする。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務に係る文書・情報の取扱いは、社内規程に基づき、適正に保管・管理を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機が発生した場合は、社内規程に基づき、速やかに対応する。

- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 重要事項については多面的な検討を行い、慎重に決定するために経営会議で審議する。
 - ② 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - ③ 取締役は社内規程に基づき、分掌範囲で責任を持って職務を遂行する。
- (4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、社内規程に基づき、法令を順守し、それぞれの立場で自らの問題としてとらえて業務運営にあたる。
 - ② 内部監査担当は、当社の全部署を対象とした業務監査を定期的に実施し、業務の適正な運営・改善・能率の増進を図る。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 社内規程に基づき、子会社の管理を明確にし、指導・育成を促進する。
 - ② 当社は、毎月1回、当社の取締役会に子会社の社長を出席させ、子会社における重要な事象について報告させるとともに、対応を協議する。
 - ③ 監査役は社内規程に基づき、子会社に経営概況の報告を求め、必要な場合は調査を行う。
 - ④ 子会社は、その事業の性質及び規模に応じて、事業や投資に関するリスクを適切に管理し、当社は、当該子会社のリスク管理体制の運用を支援する。
 - ⑤ 当社の内部監査担当は、監査計画に基づき定期的に子会社の内部監査を実施し、業務改善指導を通じて、企業集団における業務の適正の確保に努める。
 - ⑥ 子会社は、その取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社の定める法令順守規程に従う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項
当社では現在、監査役の職務を補助すべき使用者は置いていないが、必要と要望に応じて監査役の補助スタッフを置くこととし、その人事は取締役会と監査役会の承認を得るものとする。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用者の任命・異動については、予め監査役会の承認を得るものとし、当該使用者は監査役の指揮命令下に置くものとする。
- (8) 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

- ② 前項の報告及び情報提供としての主なものは次のとおりとする。
- ・月次決算の状況
 - ・経営会議決議事項及び取締役社長決裁事項のうち、特に重要な事項
 - ・取締役及び監査役について、他社の取締役及び監査役の兼務の状況
 - ・特に重要な事業計画の遂行状況
 - ・財務に関する重要事項
 - ・使用人及び給与に関する重要事項
 - ・法務及び広報に関する重要事項
 - ・環境保全等に関する重要事項
 - ・子会社の収支状況
 - ・各担当取締役が重要と認める事項
- ③ 当社及び当社の子会社は、上記の報告を行った当社及び当社の子会社の役員、使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを行わないものとする。

(9) **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

(10) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は社内規程に基づき、取締役及び会計監査人、内部監査担当と緊密な連携を図り、的確な監査を実施する。

(11) **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

反社会的勢力・団体に対しては、総務部を窓口とし毅然とした態度で組織的に対応を行う。また、これらの勢力・団体からの介入を防止するために、警察当局等との緊密な連携を図るとともに、当社業務への関与を拒絶し、あらゆる要求を排除する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) **コンプライアンスに対する取り組みについて**

当社は、取締役を委員長とし、社外取締役を含む全取締役、監査役、子会社の社長、顧問弁護士、法務・渉外担当等で構成する順法推進委員会を毎月開催し、法令等の順守状況を確認するとともに、経営に法律面のコントロール機能が働くようにしております。また、当社役員及び使用人に対して、情報セキュリティ、個人情報保護、インサイダー取引規制等に関する研修の実施や外部セミナーに参加し、コンプライアンスに対する意識向上に向けた取り組みを行っております。

(2) 取締役の職務執行について

取締役会は、当事業年度において15回開催し、経営の基本方針や法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置付けて運用を図っております。また、経営会議は、社長以下の取締役（社外取締役を除く）で構成され、毎月2回開催し、効率的な業務執行を行うために、取締役会の付議事項に関する基本方針の事前審議及び経営活動に関する重要事項を協議決定しております。

(3) グループ会社の経営管理について

子会社の社長は、毎月1回、当社の取締役会に出席して、子会社の重要な事項の報告及び対応を検討しております。また、子会社の社長も順法推進委員会に出席し、法令等の順守状況の確認及びコンプライアンスに対する意識向上を図っております。

(4) 監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を18回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を行うとともに、取締役会、順法推進委員会など重要な社内会議へ出席し、子会社を含めた営業概況や財産の状況、コンプライアンス体制等の会社の重要情報に関する報告を受けており、客観的立場から取締役の職務執行を監視しております。また、監査役は、会計監査人及び内部監査担当との情報交換、取締役、部長からも適宜面談を実施し密接に連携して、監査の有効性・効率性を高めております。

(5) 内部監査について

内部監査担当が、内部監査計画に基づいた業務監査等の実施、内部統制の有効性の評価を行い、その監査結果につきましては監査役会、経営会議に報告しております。

(6) 損失の危険の管理について

BCPプロジェクト委員会では、事業運営に大きな影響を与える可能性のあるリスクを適切に把握し、そのリスクの回避、軽減する措置の対応策等を検討しております。

(7) 反社会的勢力の排除について

お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を設けるとともに、反社会的勢力の情報収集する取り組みを継続的に実施しております。

7. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

特記すべき事項はありません。

◎以上のご報告は、次により記載しております。

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2の(3)の比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 额	科 目	金 额
(資産の部)			
流動資産	10,848,008	流動負債	4,082,123
現金及び預金	4,975,807	支払手形及び買掛金	1,288,152
受取手形及び売掛金	1,220,428	電子記録債務	1,578,095
有価証券	400,670	短期借入金	110,204
商品及び製品	3,239,430	未払法人税等	139,227
仕掛品	628,843	役員賞与引当金	54,000
原材料	309,634	返品調整引当金	9,000
その他の	74,637	その他の	903,443
貸倒引当金	△ 1,444		
固定資産	7,453,170	固定負債	851,887
有形固定資産	4,164,210	長期借入金	369
建物及び構築物	731,999	繰延税金負債	34,804
土地	3,308,796	役員退職慰労引当金	251,249
その他の	123,413	退職給付に係る負債	523,579
無形固定資産	187,537	資産除去債務	7,001
ソフトウエア	181,014	その他の	34,882
その他の	6,523	負債合計	4,934,011
投資その他の資産	3,101,421	(純資産の部)	
投資有価証券	2,835,579	株主資本	13,384,693
繰延税金資産	51,603	資本金	1,917,812
その他の	233,761	資本剰余金	1,832,730
貸倒引当金	△ 19,522	利益剰余金	9,944,994
		自己株式	△ 310,844
		その他の包括利益累計額	△ 17,526
		その他有価証券評価差額金	△ 317
		退職給付に係る調整累計額	△ 17,209
		純資産合計	13,367,167
資産合計	18,301,178	負債純資産合計	18,301,178

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目			金 額
売上原価	高価益		12,410,194
売上総利	益		7,325,375
販売費及び一般管理費	益		5,084,818
営業利益	益		4,275,195
			809,622
受取利息	息	9,265	
受取配当金	金	10,378	
受取賃貸料	料	25,747	
受取保険金	金	1,282	
保険料	金	1,803	
雜収入	用	13,596	62,073
業外費用	用		
支払利息	息	63	
売上割引	引	38,327	38,390
経常利益	益		833,305
特別利益	益		
固定資産売却益	益	13,424	13,424
特別損失	失		
固定資産売却損	損	2,231	
固定資産除却損	損	1,811	
減損損失	失	84,261	88,303
税金等調整前当期純利益	益		758,425
法人税、住民税及び事業税		232,530	
法人税等調整額		△ 27,670	204,860
当期純利益	益		553,565
親会社株主に帰属する当期純利益			553,565

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,917,812	1,832,730	9,607,266	△ 310,740	13,047,069
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△ 215,837		△ 215,837
親会社株主に帰属する当期純利益			553,565		553,565
自 己 株 式 の 取 得				△ 103	△ 103
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 变 動 額 合 計	—	—	337,728	△ 103	337,624
当 期 末 残 高	1,917,812	1,832,730	9,944,994	△ 310,844	13,384,693

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	78,011	△ 39,548	38,462	13,085,532
当 期 变 動 額				
剩 余 金 の 配 当				△ 215,837
親会社株主に帰属する当期純利益				553,565
自 己 株 式 の 取 得				△ 103
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 78,328	22,339	△ 55,989	△ 55,989
当 期 变 動 額 合 計	△ 78,328	22,339	△ 55,989	281,635
当 期 末 残 高	△ 317	△ 17,209	△ 17,526	13,367,167

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 2 社
- (2) 連結子会社の名称 株式会社学宝社、株式会社ロビン企画
- (3) 非連結子会社の名称 有限会社ブンケイ商事
- (4) 連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券
 - その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - (ロ) たな卸資産
商品、製品及び原材料については、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっており、仕掛品については、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
なお、連結子会社の一部のたな卸資産については、売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）及び最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - (イ) 有形固定資産
定率法によっております。但し、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）

並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物の8～50年であります。

(ロ) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。また、市場販売目的のソフトウェアについては、残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額と見込販売収益に基づく償却額のいずれか大きい金額を計上しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 単行本在庫調整勘定

単行本の陳腐化による損失に備えるため、法人税法に規定する繰入限度相当額を計上しております。

(ハ) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(二) 返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、法人税法に規定する期末売上債権を基準とする繰入限度相当額を計上しております。

(ホ) 役員退職慰労引当金

当社及び連結子会社である株式会社学宝社は、役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部における他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(ロ) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 製品より控除した単行本在庫調整勘定	160,522千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	3,444,919千円
3. 担保資産及び担保付債務	
担保に供している資産	
建物	203,363千円
土地	880,107千円
計	1,083,471千円
対応する債務	
短期借入金	110,204千円
長期借入金	369千円
計	110,573千円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
岐阜県大垣市	事業資産	工具器具備品
岐阜県大垣市	事業資産	ソフトウェア

当社グループは、事業資産について継続的に損益を把握している管理計算上の区分により、グループピングを行っております。

収益性の低下により投資の回収が見込めなくなった事業資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額84,261千円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、工具器具備品65,521千円、ソフトウェア18,739千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、回収可能性が認められないため、零としております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,600,000	—	—	6,600,000

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	116,846	18.65	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年11月7日 取締役会	普通株式	98,990	15.80	2019年9月30日	2019年12月5日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	98,363	15.70	2020年3月31日	2020年6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産（預金、国債、社債等）に限定し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクがあり、有価証券及び投資有価証券は、主に社債及び取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクがあります。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが4か月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、不良債権リスク規程に従い、営業部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に発行体の財務状況等を確認し、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び従業員の住宅貸付金に対する融資（長期）であり、長期借入金の支払利息は固定金利により実行しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

((注) 2. 参照)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	4,975,807	4,975,807	—
(2)受取手形及び売掛金	1,220,428	1,220,428	—
(3)有価証券及び投資有価証券	3,217,404	3,217,404	—
資産計	9,413,641	9,413,641	—
(1)支払手形及び買掛金	1,288,152	1,288,152	—
(2)電子記録債務	1,578,095	1,578,095	—
(3)短期借入金	110,000	110,000	—
(4)未払法人税等	139,227	139,227	—
(5)長期借入金	573	607	33
負債計	3,116,049	3,116,083	33

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

金銭信託については、短期間の運用のものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。長期間の運用のものは、将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

負債

(1)支払手形及び買掛金、(2)電子記録債務、(3)短期借入金、(4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金には一年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	22,435

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,967,478	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,220,428	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1)社債	200,000	1,710,000	735,000	—
(2)その他	200,000	31,270	—	—
合 計	6,587,907	1,741,270	735,000	—

(注) 4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	110,000	—	—	—	—	—
長期借入金	204	175	182	11	—	—
合計	110,204	175	182	11	—	—

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 2,133円56銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 88円35銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 额	科 目	金 额
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,946,609	流動負債	3,615,208
現金及び預金	4,724,354	支 払 手 形	129,154
受取手形	5,227	買 掛 金	896,711
売掛金	1,001,562	電 子 記 録 債 務	1,578,095
有価証券	400,670	-一年以内に返済予定長期借入金	204
商品及び製品	2,909,651	未 払 金	354,302
仕掛品	535,353	未 払 費 用	255,890
原材料	307,441	未 払 法 人 税 等	138,800
前払費用	9,809	前 受 金	175,746
その他の金	53,940	預 り 金	26,707
貸倒引当金	△ 1,402	役員賞与引当金	49,000
固定資産	6,728,317	返品調整引当金	9,000
有形固定資産	3,524,205	そ の 他	1,594
建構築物	577,947	固 定 負 債	697,812
機械及び装置	28,206	長 期 借 入 金	369
車両運搬具	16,589	繰 延 税 金 負 債	34,804
工具器具備品	6,905	退職給付引当金	407,901
土地	78,461	役員退職慰労引当金	228,260
建設仮勘定	2,814,940	資 产 除 去 債 务	5,223
	1,155	そ の 他	21,253
無形固定資産	176,554	負 債 合 計	4,313,021
ソフトウエア	171,350	(純資産の部)	
その他の	5,204	株 主 資 本	12,362,223
投資その他の資産	3,027,558	資 本 金	1,917,812
投資有価証券	2,833,019	資 本 剰 余 金	1,832,730
関係会社株式	3,590	資 本 準 備 金	1,832,730
その他の	210,470	利 益 剰 余 金	8,922,523
貸倒引当金	△ 19,522	利 益 準 備 金	128,021
		そ の 他 利 益 剰 余 金	
		買換資産圧縮積立金	5,067
		固定資産圧縮積立金	19,333
		別途積立金	6,150,000
		繰越利益剰余金	2,620,101
		自 己 株 式	△ 310,844
		評価・換算差額等	△ 317
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 317
資 产 合 计	16,674,927	純 資 产 合 计	12,361,905
		負 債 純 資 产 合 计	16,674,927

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目			金 額
売上高	原価		11,005,135
売上総利	益		6,637,875
販売費及び一般管理費	益		4,367,260
営業利益	益		3,585,191
			782,068
営業外収益			
受取利息	息	66	
有価証券利息	息	8,907	
受取配当金	金	10,306	
受取賃貸料	料	11,067	
受取保険金	金	1,282	
保険料	金	1,776	
雜収入	入用	10,345	43,752
営業外費用	用		
売上割引	引	36,570	36,570
経常利益	益		789,250
特別利益	益		
固定資産売却益	益	13,424	13,424
特別損失	失		
固定資産売却損	損	2,231	
固定資産除却損	損	1,811	
減損損失	失	84,261	88,303
税引前当期純利益	益		714,370
法人税、住民税及び事業税		220,967	
法人税等調整額		761	221,728
当期純利益	益		492,642

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本				
	資本準備金	資本剰余金	利益剰余金		
		利益準備金	その他利益剰余金		
			買換資産圧縮積立金	固定資産圧縮積立金	
当期首残高	1,917,812	1,832,730	128,021	5,460	19,333
当期変動額					
剩余金の配当					
買換資産圧縮積立金の取崩				△ 393	
当期純利益					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	—	△ 393	—
当期末残高	1,917,812	1,832,730	128,021	5,067	19,333

	株主資本					
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金					
	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	6,150,000	2,342,903	△ 310,740	12,085,522		
当期変動額						
剩余金の配当		△ 215,837		△ 215,837		
買換資産圧縮積立金の取崩		393		—		
当期純利益		492,642		492,642		
自己株式の取得			△ 103	△ 103		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	277,197	△ 103	276,701		
当期末残高	6,150,000	2,620,101	△ 310,844	12,362,223		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	78,011	78,011	12,163,533
当期変動額			
剰余金の配当			△ 215,837
買換資産圧縮積立金の取崩			—
当期純利益			492,642
自己株式の取得			△ 103
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 78,328	△ 78,328	△ 78,328
当期変動額合計	△ 78,328	△ 78,328	198,372
当期末残高	△ 317	△ 317	12,361,905

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 子会社株式

移動平均法による原価法

(ロ) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

(イ) 商品、製品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ロ) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物の8～50年であります。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。また、市場販売目的のソフトウェアについては、残存有效期間（3年以内）に基づく均等配分額と見込販売収益に基づく償却額のいずれか大きい金額を計上しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 単行本在庫調整勘定

単行本の陳腐化による損失に備えるため、法人税法に規定する繰入限度相当額を計上しております。

- (3) 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 返品調整引当金
将来の返品による損失に備えるため、法人税法に規定する期末売上債権を基準とする繰入限度相当額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (6) 役員退職慰労引当金
役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
 - (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - (3) 出版物の改訂年度の編集費用の処理方法
2020年度に改訂された教科書の使用期間は4年間の予定であります。そのため、出版物の改訂に伴う編集費用は、改訂初年度50%、2年度30%、3年度20%に按分して製品原価を計算しております。

(貸借対照表等に関する注記)

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1. 製品より控除した単行本在庫調整勘定 | 160,522千円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,130,796千円 |
| 3. 担保資産及び担保付債務 | |

担保に供している資産

建 物	95,860千円
土 地	386,251千円
計	482,111千円

対応する債務

一年以内に返済予定長期借入金	204千円
長期借入金	369千円
計	573千円

4. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務は次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	932千円
関係会社に対する短期金銭債務	6,679千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	476千円
仕入高	67,856千円
営業取引以外の取引高	142千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	334,746	65	—	334,811

(注) 普通株式の自己株式の増加65株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	68,295千円
退職給付引当金	122,043千円
有価証券評価損	43,356千円
貸倒引当金	6,260千円
未払賞与	59,241千円
未払社会保険料	10,678千円
未払事業税	11,478千円
減損損失累計額	49,959千円
関係会社株式評価損	99,837千円
資産除去債務	1,562千円
その他	51,958千円
繰延税金資産小計	524,673千円
評価性引当額	△ 179,840千円
繰延税金資産合計	344,832千円

繰延税金負債

土地譲渡損	△ 357,181千円
買換資産圧縮積立金	△ 2,163千円

固定資産圧縮積立金	△ 8,254千円
その他	△ 12,037千円
繰延税金負債合計	△ 379,637千円
繰延税金負債の純額	△ 34,804千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	1,973円10銭
2. 1 株当たり当期純利益	78円63銭

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)
該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社 文溪堂
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 倉持直樹 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高橋浩彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社文溪堂の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度を連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社文溪堂及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示するに係る者である。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するための経営者の監督と判断した内部統制を整備及び運用する監査役が含まれる。連結計算書類を作成するに係る者は、監査役は、監査役会から独立しており、また、監査役としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる部分が適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するするために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び間違による差異の性質を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提とした連結計算書類を作成する必要性を認識する。
- ・ 連結計算書類の監査の実施に際して、監査に際しては、監査の範囲に外れる事項に付随する又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項に注意を喚起する。
- ・ 連結計算書類の注記事項に意見を表明する。
- ・ 連結計算書類に対する監査手続は、監査証拠に基づいて実施する。
- ・ 連結計算書類で示された可能事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかを評価する。
- ・ 連結計算書類の表示する監査手続の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となると取扱いを示す。
- ・ 連結計算書類に対する意見は、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠をもとに監査手続を実施する。
- ・ 監査人は、単独で監査手続を実施する。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第67期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

株式会社文溪堂 監査役会

常勤監査役	田 村 弘 司	㊞
監 査 役	後 藤 真 一	㊞
監 査 役	南 博 昭	㊞
監 査 役	丹 羽 修	㊞

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社文溪堂
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 倉持直樹 ㊞
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 高橋浩彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社文溪堂の2019年4月1日から2020年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行つた。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行つた。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査法人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従つて、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかが結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

株式会社文溪堂 監査役会

常勤監査役	田 村 弘 司	㊞
監 査 役	後 藤 真 一	㊞
監 査 役	南 博 昭	㊞
監 査 役	丹 羽 修	㊞
	以 上	

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期にわたり安定的な経営基盤の確立に努めるとともに、安定した利益配当を継続的に実施することを最重要課題として位置づけており、従来からの安定的な配当を行うことに加え、業績連動型の配当を行うことを方針といたしております。

具体的には、株主の皆様に対する利益還元をより一層充実させる観点から、文溪堂単体の当期純利益の40%相当額を目処に年間配当金総額を決定いたしております。なお、利益水準にかかわらず最低年間配当金として、1株当たり7円50銭を目指といたしております。

期末配当に関する事項

第67期の期末配当につきましては、前記の配当目標に基づき以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき15円70銭とさせていただきたいと存じます。この場合の配当総額は、98,363,468円となります。なお、第67期は、昨年12月に実施いたしました中間配当金1株につき15円80銭を合わせますと、年間配当金は1株につき31円50銭となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2020年6月26日とさせていただきます。

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役渡邊明彦氏及び取締役佐伯睦司氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたします。つきましては、その補欠として取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 新任	加藤達也 (1962年7月18日)	1986年 3月 当社入社 2007年 8月 当社ソフト営業部部長 2016年 9月 当社東京営業部部長（現任）	0株
『取締役候補者とした理由』			
	吉田裕之 (1964年3月18日)	1986年 3月 当社入社 2011年 9月 当社総務部部長（現任）	1,000株
2 新任	『取締役候補者とした理由』		
	吉田裕之は、当社の総務及び経理など管理部門における豊富な経験を有し、見識も高いことから、当社を取り巻く事業環境の変化に対応し、経営課題を解決する能力を十分に有していると判断し、新たに取締役候補者といたしました。		

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役後藤真一氏は任期満了となり、監査役南博昭氏及び監査役丹羽修氏は辞任により退任いたします。つきましては、新たに監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況				所持する当社株式の数				
1 再任 社外 独立	後藤 真一 (1947年8月25日)	1974年 4月 法務省入省 1978年 4月 弁護士登録 1981年 4月 後藤真一法律事務所開設 1988年 2月 当社監査役（現任） 1998年 4月 岐阜県弁護士会会长 2000年 10月 岐阜地方家庭裁判所調停委員				0株				
『監査役候補者とした理由』										
後藤真一氏は、過去において会社経営には直接関与しておりませんが、1988年2月25日から本定時株主総会終結の時まで、32年間当社の監査役として在任しており、今後とも弁護士としての見地に基づいて専門的な助言、指導等を期待し、引き続き監査役候補者といたしました。										
2 新任 社外 独立	杉山 俊博 (1953年6月8日)	1976年 4月 岐阜県警察官採用 2007年 4月 岐阜県垂井警察署長 2011年 4月 岐阜県岐阜中警察署長 2014年 4月 公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター専務理事				0株				
『監査役候補者とした理由』										
杉山俊博氏は、過去において会社経営には直接関与しておりませんが、行政の経験及び見識に基づいて専門的な助言、指導等を期待し、新たに監査役候補者といたしました。										
3 新任 社外 独立	藤村 伸介 (1958年11月16日)	1977年 4月 名古屋国税局入局 2013年 7月 桑名税務署長 2014年 7月 名古屋国税局課税第一部個人課税課課長 2017年 7月 名古屋国税局課税第一部次長 2018年 7月 名古屋国税局調査部部長 2019年 9月 税理士登録				0株				
『監査役候補者とした理由』										
藤村伸介氏は、過去において会社経営には直接関与しておりませんが、税理士としての経験に基づいて専門的な助言、指導等を期待し、新たに監査役候補者といたしました。										

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 後藤真一氏、杉山俊博氏及び藤村伸介氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 後藤真一氏、杉山俊博氏及び藤村伸介氏を、当社が上場する金融商品取引所(名古屋証券取引所)が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出でております。
 4. 後藤真一氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める額を限度とする賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。また、杉山俊博氏及び藤村伸介氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める額を限度とする賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 5. 本議案が原案どおり承認可決された場合、藤村伸介氏につきましては、2020年7月1日に就任を予定しております。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたします取締役渡邊明彦氏及び取締役佐伯睦司氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
わたなべあきひこ 渡邊明彦	2013年 6月 当社取締役 2013年 6月 当社管理本部長（現任） 2016年 6月 当社物流本部長（現任） 2018年 6月 当社常務取締役（現任）
さかはくちかし 佐伯睦司	2016年 6月 当社取締役（現任） 2016年 6月 当社東京支店長・東京本部長（現任）

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたします監査役南博昭氏及び丹羽修氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
みなみひろあき 南博昭	2006年 7月 当社監査役（現任）
にわわおさむ 丹羽修	2014年 6月 当社監査役（現任）

第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、2020年5月25日開催の取締役会において、本定期株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、社外取締役を除く在任中の取締役5名及び第3号議案「監査役3名選任の件」が原案通り承認可決されることを条件として重任される監査役1名及び在任中の監査役1名に対し、それぞれの就任時から本定期株主総会終結の時までの在任期間の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、贈呈の時期は、当社の取締役及び監査役を退任する時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴		
みず たに くに てる 水 谷 邦 照	1987年 2月 当社取締役 1990年 2月 当社常務取締役 1995年 7月 当社専務取締役 1998年 7月 当社取締役副社長 2003年 6月 当社代表取締役社長 2013年 6月 当社代表取締役会長（現任）		
みず たに たい ぞう 水 谷 泰 三	2011年 6月 当社取締役 2015年 5月 当社常務取締役 2016年 6月 当社代表取締役社長（現任）		
い かわ しげる 井 川 茂	2012年 6月 当社取締役 2017年 6月 当社常務取締役 2020年 5月 当社専務取締役（現任）		
しば た ゆう じ 柴 田 裕 司	2016年 6月 当社取締役（現任）		
おお はし まさ ひと 大 橋 正 人	2019年 6月 当社取締役（現任）		
た むら ひろ し 田 村 弘 司	2017年 6月 当社常勤監査役（現任）		
ご とう しん いち 後 藤 真 一	1988年 2月 当社監査役（現任）		

第7号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年6月25日開催の第62期定時株主総会において、年額260,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいたおります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役1名）でありますか、第2号議案「取締役2名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役は8名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、恣意性を排除するため、各取締役会決議の日の直前営業日までの直近1ヶ月間の名古屋証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 講渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 謾渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、謹渡制限期間が満了した時点をもって謹渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任した場合には、謹渡制限を解除する本割当株式の数及び謹渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い謹渡制限が解除された直後の時点において、なお謹渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 退任時の取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が謹渡制限期間中に、当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、謹渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、謹渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謹渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、謹渡制限が解除された直後の時点において、謹渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

MEMO

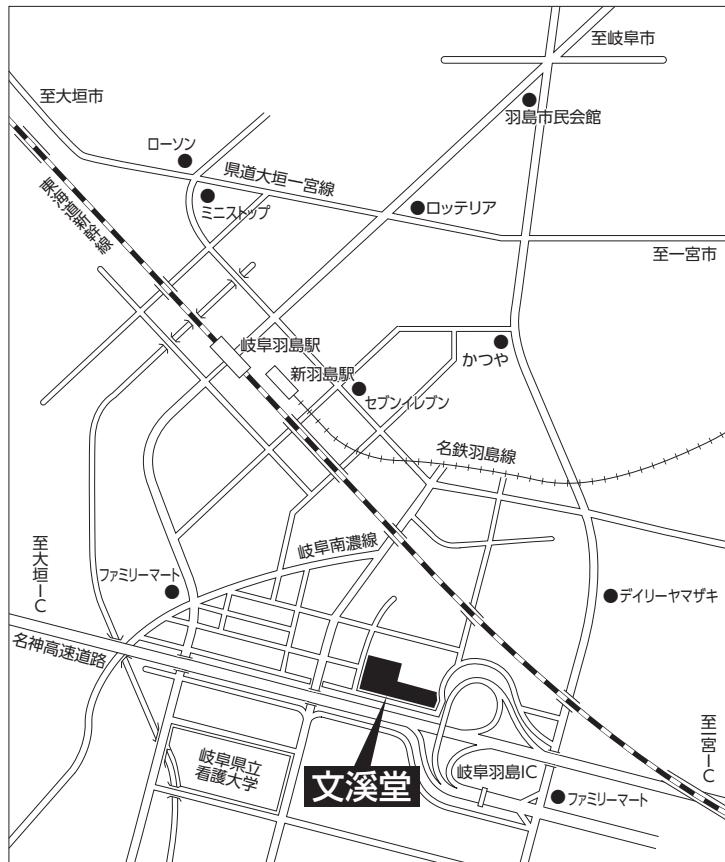
MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会 場

岐阜県羽島市江吉良町江中七丁目1番地
当社本店 ☎ (058) 398-1111



J R 東海道新幹線 岐阜羽島駅から徒歩約20分

名 鉄 羽 島 線 新 羽 島 駅 から徒歩約20分

名 神 高 速 道 路 岐阜羽島 I C から車で2分

